

2021年7月30日基準

追加型投信／海外／資産複合

運用実績

基準価額

12,599円

前月末比

+105円

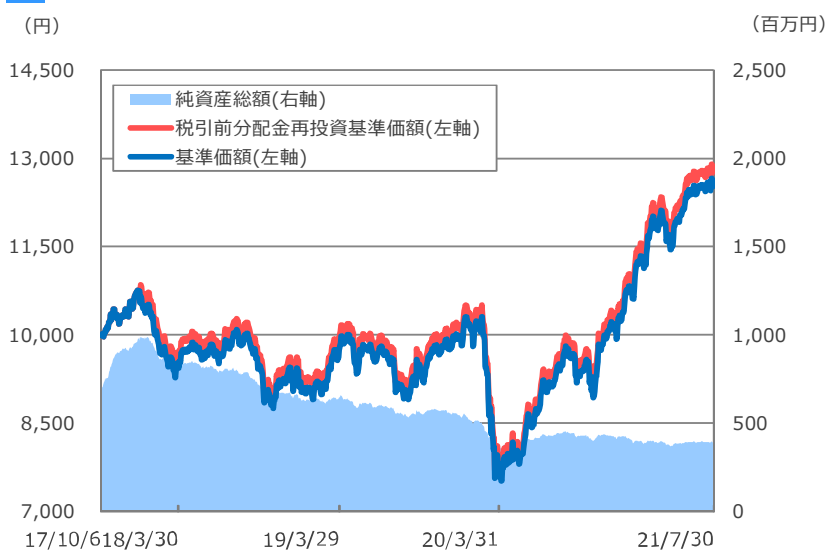
純資産総額

392百万円

※基準価額は信託報酬控除後の値です。

ファンド設定日：2017年10月6日

基準価額等の推移



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※税引前分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

資産構成（単位：百万円）

ファンド	金額	比率
ステイト・バンク・オブ・インド インド株・マザーファンド	190	48.4%
SBI ボンド スリランカ短期国債 ファンド（適格機関投資家専用）	184	47.0%
現金等	18	4.6%

※組入比率は本ファンドの純資産に対する比率です。

※現金等には未収・未払項目などが含まれるため、マイナスとなる場合があります。

期間収益率

設定来	1 カ月	3 カ月	6 カ月	1 年	3 年	5 年
28.38%	0.84%	6.46%	18.49%	38.15%	26.45%	—

※期間収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出した税引前分配金再投資基準価額により計算しています。

収益分配金（税引前）推移

決算期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	設定来累計
決算日	2020/7/6	2020/10/5	2021/1/5	2021/4/5	2021/7/5	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	
						200円

※収益分配金は1万口当たりの金額です。

2021年7月30日基準

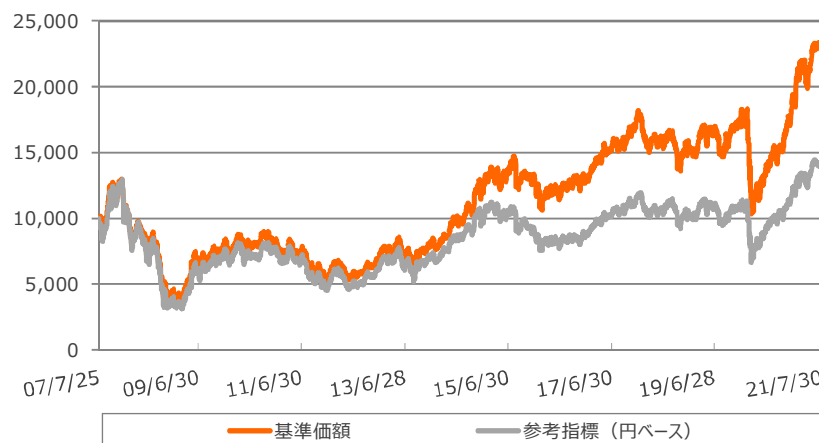
追加型投信／海外／資産複合

組入れファンドの状況① - ステイト・バンク・オブ・インド インド株・マザーファンド -

※ 本ファンドの主要投資対象であるステイト・バンク・オブ・インド インド株・マザーファンドは、SBI・ファンズ・マネジメント・プライベート・リミテッドに運用を再委託しております。

ファンド設定日：2007年7月25日

基準価額等の推移



※参考指標は、MSCIエマージング・マーケット・インド・ローカルに為替レート（インド・ルピー／円）を掛け合わせたものです。
 ※基準価額及び参考指標は、設定日（2007年7月25日）を10,000として指数化しています。

基準価額

23,320円

純資産総額

3,304百万円

前月末比

+179円

資産別構成比率

インド株式 99.5%

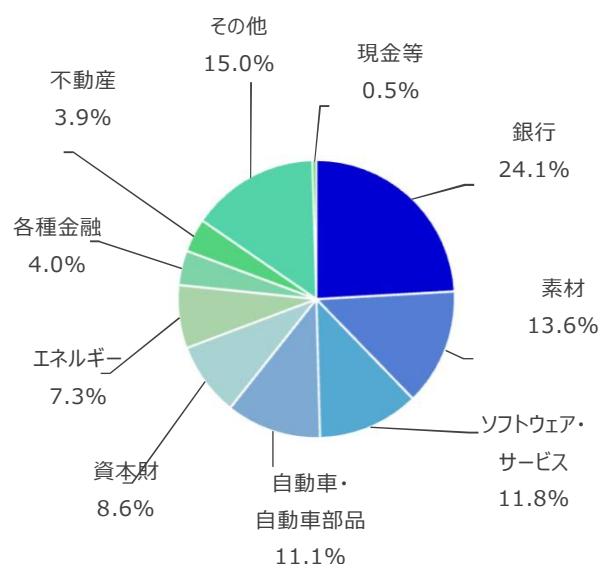
現金等 0.5%

※各比率の合計が四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

期間収益率

設定来	1 ヵ月	3 ヵ月	6 ヵ月	1 年	3 年	5 年
133.20%	0.77%	10.18%	26.08%	66.58%	42.40%	83.96%

業種別組入比率



組入上位5銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	ICICI 銀行	銀行	8.9%
2	インフォシス	ソフトウェア・サービス	8.5%
3	アクシス銀行	銀行	5.1%
4	インドステイト銀行	銀行	4.7%
5	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	4.2%

組入銘柄数

49銘柄

※組入比率はいずれもマザーファンドの純資産総額比です。

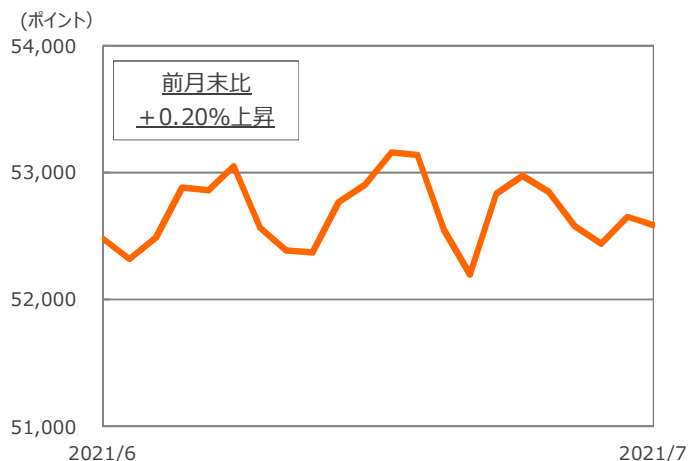
※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

2021年7月30日基準

追加型投信／海外／資産複合

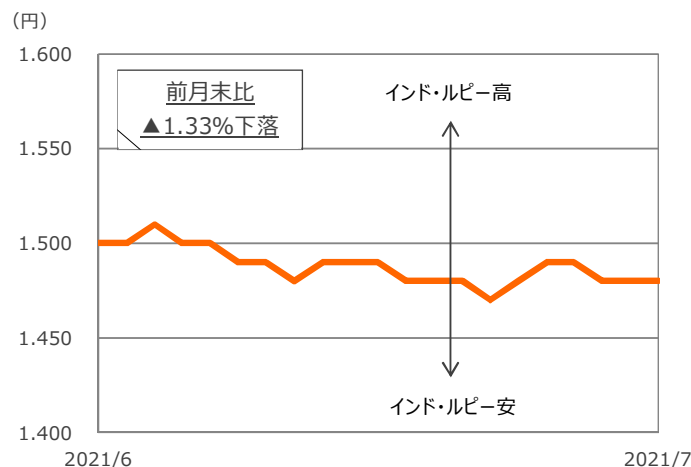
当月の投資環境（インド）

当月のSENSEX指数の推移



出所：ブルームバーグのデータに基づきSBIアセットマネジメント作成

当月の為替レートの推移（インド・ルピー／円）

※為替レートは、一般社団法人投資信託協会が発表する
対顧客電信売買相場仲値を採用しています。

当月の投資行動及び今後の見通し・投資方針

ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド

※運用再委託先であるSBI・ファンズ・マネジメント・プライベート・リミテッドのコメントを、SBIアセットマネジメントが和訳・編集したものを記載しております。

《当月の投資行動》

7月に、インド株式市場は米ドル換算で小幅上昇し、新興国株式27市場中8位のパフォーマンスでした。主要株からなるセンセックス指数は7か月連続で構成銘柄数の多い市場指数にアンダーパフォームしました。グロース株指数が市場指数、バリュー株指数にアンダーパフォームしました。規模別では、中小型株が大型株をアウトパフォームしました。セクターでは、不動産、素材、通信サービスがアウトパフォームし、エネルギー、一般消費財がアンダーパフォームしました。

7月は国内機関投資家、国内ミューチュアルファンドが大きく買越しました。外国機関投資家は売越しました。年初来では、外国機関投資家は大きく買越し、国内機関投資家は売越しました。

《株式相場の見通しと今後の投資方針》

先月の株式市場のイベントとして、グルメサイトを提供する新興ネット企業のZomato社の新規上場が成功したことが挙げられます。インドはITスタートアップ企業の集積地として米国、中国に次ぐ位置にありますが、多くが未公開企業で上場企業は稀でした。現在、待機中のスタートアップ企業が多くあり、今後の新規上場が期待されます。有望な投資先候補であるとともに、上場による資金調達、調達資金による雇用、インフラ投資とインドの経済成長に対し乗数的な貢献が予想されます。

中期的な景気見通しに、私共は自信を持っております。欧米の財政刺激策や超金融緩和策の継続、銀行や企業の財務、費用構造の健全性、経済改革などが支援材料です。一方、新型コロナウイルスの感染再拡大にともなう経済活動への悪影響が懸念材料です。

短期的には、私共の分析では市場心理の過熱が懸念材料ですが、長期見通しに強気であることから、需給による調整局面は有望な株式を購入する好機ととらえております。過去十年間のデフレ圧力の低下や市場の二極化が弱まり、さらには逆転し、新たな上昇銘柄の出現が予想されるなか、引続き銘柄選択に注力して参ります。

2021年7月30日基準

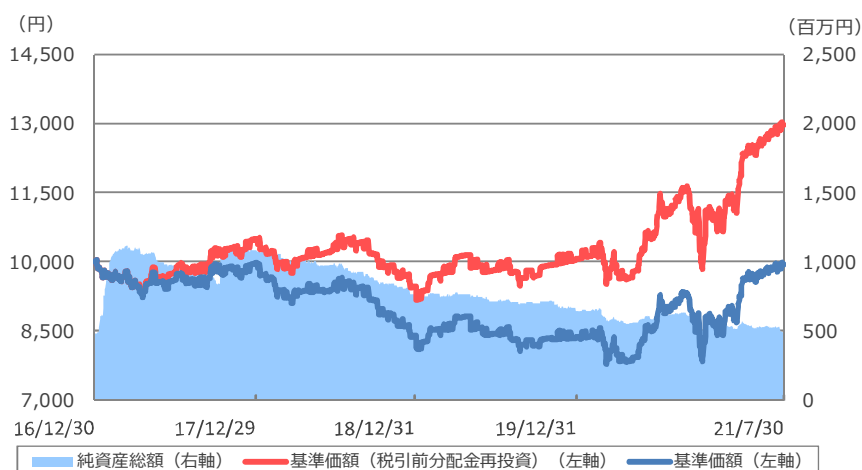
追加型投信／海外／資産複合

組入ファンドの状況② - SBI ボンド スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用） -

※ 本ファンドの主要投資対象であるSBI ボンド スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）の運用状況につきましては、SBI ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社からの資料を基にSBI アセットマネジメントにて作成しています。

ファンド設定日：2016年12月30日

基準価額・純資産総額の推移



※ 基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※ 上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

基準価額

9,940円

純資産総額

490百万円

※ 基準価額は、信託報酬控除後の値です。

資産別構成比率

債券	—
現金等	100.0%
合計	100.0%

※ 現金等には、信託報酬および為替ヘッジに伴う含み損益等も含まれます。

期間収益率

設定来	1 カ月	3 カ月	6 カ月	1 年	3 年	5 年
29.69%	0.92%	3.55%	14.73%	17.30%	23.76%	-

※ 収益率は、税引前分配金を再投資した場合の値です。

※ 収益率は、実際の投資利回りとは異なります。

保有債券の属性情報

平均残存期間（年）	—
平均修正デュレーション（年）	—
平均クーポン（%）	—
平均直接利回り（%）	—
平均最終利回り（%）	—
平均格付け	—

※ 保有債券の時価評価額を基に加重平均し計算しています。

※ 格付はS&P、ムーディーズ、フィッチの高いものを使用しています。

保有債券の通貨別構成比

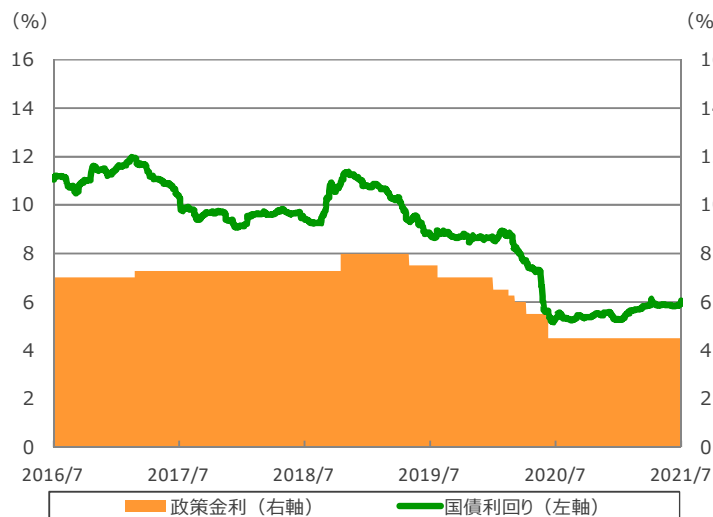
スリランカ・ルピー	—
米ドル	—
円	100.0%

2021年7月30日基準

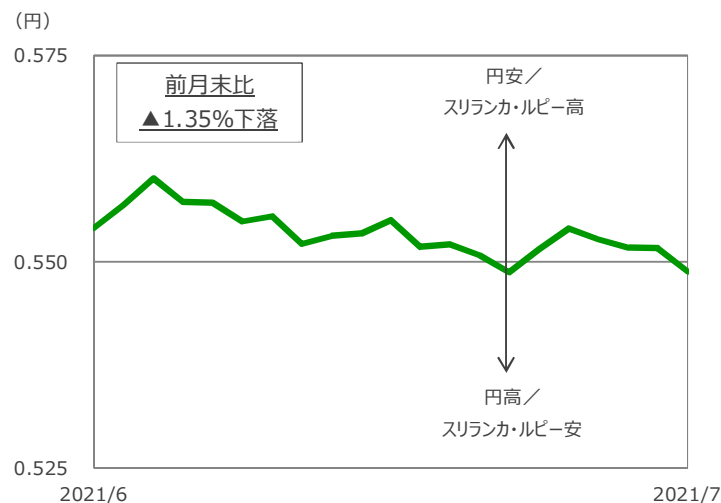
追加型投信／海外／資産複合

当月の投資環境（スリランカ）

政策金利・国債利回り



当月の為替レートの推移（スリランカ・ルピー／円）



出所：ブルームバーグのデータに基づきSBIアセットマネジメント作成

※政策金利はスタンディング・ファンシティーの預入金利（SDFR）を使用しています。

※国債利回りは2年国債利回りを使用しています。

※データ期間（2016年7月末～2021年7月末）

※為替レートは、一般社団法人投資信託協会が発表する

対顧客電信売買相場仲値を採用しています。

当月の市場環境及び今後の運用方針

SBI ボンド スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）

※ SBI ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社からの資料を基にSBIアセットマネジメントにて作成しています。

7月のSBI ボンド スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）（以下、当ファンド）の騰落率は+0.92%となりました。

当ファンドで保有する米ドル建てスリランカ国債は7月に償還を迎えました。格付け会社ムーディーズが7月19日に米ドル建て同国債の格付け（Caa1）見通しをネガティブに引き下げるなど、同国の外貨資金繰りに余裕が少なくなっていることから、償還分の再投資は控えました。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

- 主として、投資信託証券（マザーファンドを含みます。）への投資を通じて、インドの株式及びスリランカの債券に投資を行います。（投資対象とする債券は国債、政府保証債、政府機関債、国際機関債等とします。なお、今後の発展が見込まれる南アジア諸国の株式及び債券に投資する場合があります。）
- 原則として、インド株式60%、スリランカ債券40%を基本投資割合とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

価格変動リスク	・一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。 ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。 ・一般に新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
信用リスク	一般に、投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。株式の価格はデフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。また、債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合等、債券価格が下落することがあります。このような場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
為替変動リスク	実質組入外貨建て資産について、原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、一般的に為替変動は大きいものになることも想定されます。当該通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

追加型投信／海外／資産複合

投資リスク

主な変動要因

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

その他のリスク

インド株式における留意点

●税制に関する留意点

インド株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売買益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対してその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用され、キャピタル・ゲイン税等の実効税率は最大で21.372%になります。また、有価証券の売買時に売買代金に対して0.1%の有価証券取引税が適用されます（2020年10月現在）。投資対象とするファンドはインドにおけるキャピタル・ゲイン税等の計算にあたり、現地の税務顧問を使用しますので、当該税務顧問に対する費用が発生します。これらの税金及び費用は信託財産から差し引かれます。

●非課税利得の帰属について

インドにおいては非居住者による1年を超える保有有価証券の売買益は、キャピタル・ゲイン税等の対象となりません。本ファンドは追加型ですので、投資対象とするファンドが1年を超えて株式を保有し、キャピタル・ゲイン税等を負担しなかった場合の利得は、投資対象とするファンドが株式の売却を行った時点の本ファンドの受益者に帰属し、本ファンドの受益権を1年以上保有している受益者のみに帰属するものではありません。

スリランカ債券における留意点

●税制に関する留意点

スリランカの公社債への投資についてはスリランカの税制にしたがって、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインに対し課税されます。税制が変更された場合は、基準価額が影響を受ける可能性があります。また、スリランカにおける税金の取扱いについて、スリランカの関係法令や税率等の解釈は必ずしも安定していません。

●外国機関投資家への投資枠制限について

外国機関投資家がスリランカの債券市場において、スリランカ・ルピー建てのスリランカ国債に投資を行う場合には、外国機関投資家等に投資枠制限が設けられています。当該投資枠の利用状況、スリランカ債券市場における取引記載の変更等によっては国際機関債、あるいは米ドル建てなどスリランカ・ルピー建て以外で発行された債券等への投資割合が高くなる場合があります。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた利益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払い戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

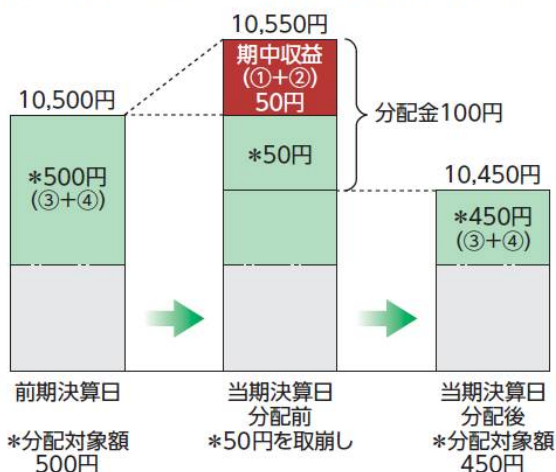
投資信託で分配金が支払われるイメージ



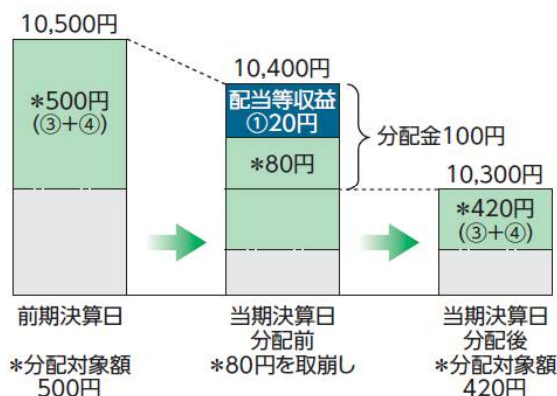
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合

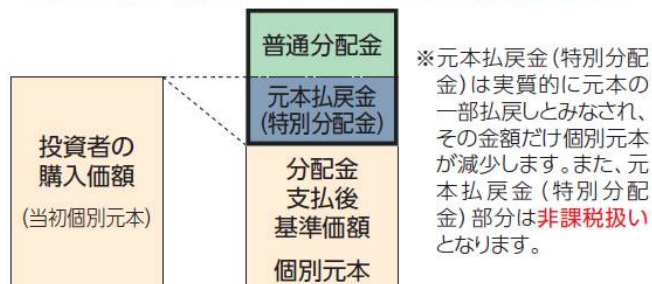


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

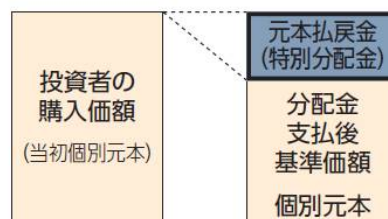
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

追加型投信／海外／資産複合

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からのお支払いとなります。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、ご換金代金の支払いを延期する場合があります。
購入・換金申込受付不可日	インドの証券取引所、インドの銀行、コロンボ証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、原則として購入・換金の受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（設定日：2017年10月6日）
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月5日、4月5日、7月5日、10月5日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年4回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

本資料のご留意点

- 本資料は、SBI アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- 投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

追加型投信／海外／資産複合

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.3%（税抜：3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じた額をご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に年1.364%（税抜：年1.24%）を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 投資対象とする投資信託証券の信託報酬は年0.30%程度です。 ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率は、年1.664%（税込）程度となります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。
その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。）
販売会社	※最終頁をご参照ください。（受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。）

販売会社一覧

[illegible]

■販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。

ファンドのご購入の際は、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。